

大田原市告示第73号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、平成30年6月15日実態調査により職権消除したので、次のとおり同条第4項の規定により告示する。

平成30年6月15日

大田原市 津久井 富 雄

1. 消除した者の氏名、生年月日、性別、住所

氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
加藤 貴子	昭和35年3月15日	女	大田原市片府田 1301 番地 59